**メンズエステ**

**セラピスト業務委託 基本契約書**

　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲の乙に対するセラピスト業務及びその他の付帯関連する業務の委託に関し、ここに以下の通り基本契約を締結する。

第１条（セラピストの提供または実施する業務内容）

　甲はセラピストの業務及びその他の付帯関連する業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。本件業務は、以下の各業務の全部または一部から構成されるものとする。

1. 甲が運営する下記の店舗（以下「本件店舗」という。）にて行うセラピスト業務、及びそれに付帯関連する業務。

　　店名　：

　　所在地：

　　連絡先： TEL:

1. その他、別途定めた業務。

２　乙は、本件業務を甲乙別途協議のうえ合意したスケジュール・期日で行う。

３　乙は、本件業務を遂行するにあたって、甲が指定した用品・消耗品を使用するものとする。ただし、別途、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

４　甲が乙に委託する、本件業務における個別具体的な内容、場所、スケジュール、報酬、費用負担等の必要事項については、必要に応じて、本契約に基づく個別契約で定めることができる。なお、当該個別契約で本契約と異なる定めをした場合には、原則として当該個別契約が本契約に優先するものとする。

第２条（完全合意）

　本契約は、締結日現在における甲乙両者の合意を規定したものであり、本契約以前に甲乙間でなされた雇用契約、業務委託契約、協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、原則として本契約が優先するものとする。

第３条（禁止行為）

　乙は、以下の各号に定める行為をしてはならない。

1. 顧客との性的な行為。
2. 顧客と本件店舗以外の場所で会う行為。
3. 顧客に対する甲と関係の無い営業行為。
4. 本件店舗内における本件業務以外の営業行為。
5. 甲及び本件店舗に対する誹謗中傷、掲示板の書き込み等。
6. 顧客との連絡先交換（指定したLINE公式アカウント及び指定したSNSアカウントでの交流は可）
7. 虚偽の報酬を申告し受け取る行為、金銭等の横領、窃盗（違反の場合は即刑事告訴）
8. 他店のスカウトからの勧誘に応じる行為。
9. 当欠、バッくれ行為

第４条（業務の報酬、費用、支払方法）

　第１条第１項第１号に記載した本件業務にかかる報酬及び費用負担は、別紙で定めるとおりとする。

２　甲は、前項の報酬及び費用等を業務遂行日に乙に支払う。支払方法については、甲乙別途協議して決定するものとする。

第５条（業務の実施）

　乙は、自らの責に帰さない事由または正当な事由により、本件業務を合意された内容で遂行できないことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。また、乙は、正当な事由なく甲の承認を受けずに本件業務を中止することはできない。

２　乙は、本件店舗内においては、本件業務またはこれに類する業務を、甲の事前承諾を得ることなく、甲が定めた価格と異なる価格（無償を含む）で第三者に提供してはならない。

第６条（管理責任、不可抗力免責）

　甲は、本件店舗及びそれに付帯する設備・什器・備品などを善良なる管理者の注意をもって管理し、防災などに万全を期すものとする。ただし、本件店舗及びそれに付帯する設備・什器・備品などから発生した事故については、甲は、甲において故意または重大な過失のない限り責任を負わないものとする。

３　乙が、本件店舗及びそれに付帯する設備・什器・備品などを滅失・毀損した場合には、乙は、責任をもって修繕、補充または賠償をするものとする。

４　乙が、本契約の有効期間中、甲・取引先・顧客等の第三者に対し、乙の責により損害を与えた場合は、乙は責任をもって対応または賠償をするものとする。

第７条　罰金規定

　乙は出勤予定の当日に欠席連絡、もしくは無断欠勤を行った場合、店舗側に罰金の支払い義務が生じる

罰金の支払額は出勤予定時間１時間につき3千円とする。

その他ノルマ等は設けない。

第８条（守秘義務）

　乙は、取引関係を通じて知り得た甲及び甲の系列会社・関連会社の営業上または技術上のいっさいの情報（顧客情報、メンズエステに関す運営上のノウハウ、マニュアル等の知的財産を含む。以下「秘密情報」という）を、甲の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示してはならず、本件業務の遂行以外の活動に利用しないものとする。

３　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第９条（個人情報の保護、顧客情報）

　乙は、取引関係を通じて知り得た甲、甲の系列会社・関連会社、顧客及び取引先等に係わる個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守し、甲、甲の関連会社、顧客及び取引先等の個人情報を正確かつ安全に取り扱うものとする。

２　乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後、甲の顧客に関する情報を、本契約に基づき甲から受託した本件業務及びそれに付帯関連する業務の遂行以外に使用してはならない。ただし、乙の集客・紹介による顧客に関する情報については、この限りではない。

第１０条（名称等の使用）

　乙は、本件業務及びそれに付帯関連する業務（営業活動等）を遂行する際、甲の名称または商標、ロゴ、ブランド等をもってこれを行うものとする。

２　乙は、本条第１項に定める場合を除き、甲の名称または商標、ロゴ、ブランド等を、甲の事前承諾を得ることなく使用してならない。

第１２条（有効期間）

　本契約の有効期間は　　　　年　　月　　日からとする。ただし、期間満了の３か月前までに両者のいずれよりも反対の意思表示がないときは、本契約は更に満１年間自動的に継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。

３　乙は、1か月以上の予告期間をもって甲に通知の上、本契約を終了させることができるものとする。乙は当該手続きを経ることで、本契約終了に関する甲からの損害賠償の請求を免れるものとする。

第１３条（契約解除）

　甲及び乙は、相手方が次の各号にいずれかに該当した場合には、催告等の手続なしで直ちに本契約を解除し、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

1. 本契約に違反した場合において、１０日間以上の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に違反状態が是正されないとき
2. 関係官庁から営業の許可取消または停止処分を受けたとき
3. 上記のほか、財産状態、信用状態または事業内容に重大な変更が生じ、本契約の債務の履行が困難と認められる客観的な事情が生じたとき
4. 顧客との性行為が発覚し甲に迷惑が生じたとき

第１４条（協議事項）

　本契約に定めなき事項または本契約の解釈に関し疑義ある事項に関しては、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ解決する。

第１５条（準拠法・合意管轄）

　本契約の準拠法は日本法とし、本契約から生じる一切の紛争については、甲の主たる事務所を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約成立の証として本書を２通作成し、甲乙各自が署名または記名押印のうえ、それぞれその１通を保有する。

**個別契約**

第１条第１項第１号に記載した業務にかかる報酬及び費用負担は以下のとおりとする。

関連条項：第４条（業務の報酬、費用、支払方法）

**【報酬】**

報酬は売上高の　 　　％とする。

本指名料

オプション

**【用品・消耗品の費用（クッション、タオル、オイル、消毒剤等）】**

用品・消耗品の費用負担は以下のとおりとする。

ツイッターorインスタの更新を1日3回以上で全額店舗負担

**【ユニフォーム】**

使用するユニフォーム（制服）の取扱いは以下のとおりとする。

甲が乙に対し、ユニフォーム（制服）を無償で貸与する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　（乙）